

(別紙)

## いばらきヘルスロード指定ガイドライン

県民の健康づくりの実践活動を支援するとともに、運動習慣定着を目指し、「身近なところで気軽に歩いて、新たな発見と健康増進にチャレンジできる」ヘルスロードの指定を推進し、別添「いばらきヘルスロードのねがい」を実現する。

### 1 備えるべき要件

距離は1km以上であることに加え、

(1)安全性に配慮されている。

※コース上の車道を利用する場面においては、以下の①および②を満たすこと。

①その車道の部分の概ね7割において、歩道(ガードレールや縁石等により車道と区分された道や路側帯)が設けられている。または、歩道が設置されている部分を合わせて、自動車の徐行を促す処置(標識の設置等)がされている部分が、その車道の部分の概ね7割を満たす。

②コース上の横断する箇所には、信号機または横断歩道がある。

(2)コース案内がなされている。

※以下の①または②のいずれかを満たすこと。

①コース上に看板等が設置されている、またはコース指定後、設置される予定である。

②コース上に看板等がない場合は、コースの確認ができる地図が作成されているとともに、コース指定後、市町村ホームページ上等で案内する、または案内の予定である。

(3)地図やコース上の目印により歩行距離が分かる。

(4)利用できるトイレがある。

(5)休憩できる場所(休憩所・ベンチ・レストラン等)が近辺にある。

(6)車椅子がすれ違える道幅が所々にある。

### 2 備えることが望まれる要件

(1)舗装がなされている。

(2)バリアフリーが配慮されている。

(3)勾配が小さい。

(4)夜間の利用もできるよう、街灯が設置されている。

(5)コース案内には、消費エネルギー(kcal)や歩行距離が分かる目印等が記載されている。

(6)身障者用のトイレが設置されている。

(7)ヘルスロードまでの交通機関によるアクセス方法が確立されている。また、地域以外の利用者のため、駐車場が近辺に確保されている。

(8)身体に変調を来した場合などの連絡方法(売店、コンビニ、公衆電話等)の利用が確認されている。

(9)周辺に、博物館や名所・旧跡がある。

(10)景観がよく、歩行自体に飽きがこない。

(11)地域の農林水産物や文化に接する要所がある。

(12)花壇等の環境整備について、市町村の委託業者又は地域住民・ボランティアの支援体制が整っている。

(13)地域住民の利用促進を図るための愛称がついている。

## 付則

このガイドラインは、平成14年2月15日から施行する。

このガイドラインは、平成15年9月25日から施行する。

このガイドラインは、平成23年8月2日から施行する。

このガイドラインは、平成25年6月18日から施行する。

このガイドラインは、平成28年6月24日から施行する。

このガイドラインは、令和5年5月18日から施行する。

このガイドラインは、令和8年5月14日から施行する。